

株 主 各 位

東京都中央区銀座3丁目2番17号
東 映 株 式 会 社
取締役社長 多 田 憲 之

第92期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92期定時株主総会を下記により開催いたしますから、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使できますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に各議案についての賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後6時15分までに到着するよう、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月26日（金曜日）午前10時
※ 受付開始時刻は午前9時を予定しております。
2. 場 所 東京都中央区銀座3丁目2番17号
東映会館内 丸の内T O E I ①
(末尾掲載の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 - 1.第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件
 - 2.第92期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 剰余金の処分の件
 - 第2号議案 監査役4名選任の件
 - 第3号議案 補欠監査役1名選任の件
 - 第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

以 上

○当日ご出席される場合は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

○次に掲げる事項につきましては、法令及び当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.toei.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載していません。従いまして、本招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

①計算書類の個別注記表及び株主資本等変動計算書

②連結計算書類の連結注記表及び連結株主資本等変動計算書

○株主総会参考書類及び添付書類に修正すべき事項が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

事業報告 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

※ 百万円単位で記載した金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

I 会社の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、政府による経済対策や日本銀行による金融政策の効果等により、円安と株高が一段と進み、企業収益や雇用情勢が改善に向かうなど、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、消費増税の影響や円安による物価上昇により消費マインドが低迷するなど、依然として先行き不透明な状況が続いており、当社を取り巻く事業環境におきましても、個人消費の多様化や節約志向などにより、厳しい情勢下にありました。

このような状況のなかで当社は、映像営業・催事営業・不動産事業・ホテル営業の各部門におきまして、厳しい事業環境に対応して堅実な営業施策の遂行に努めました。その結果、当事業年度の売上高は503億3千6百万円（前年度比9.5%減）、営業利益は53億9千6百万円（前年度比7.6%減）、経常利益は62億8千6百万円（前年度比7.3%減）となり、また、特別利益として固定資産売却益を、特別損失として減損損失等を計上いたしまして、当期純利益は37億4千8百万円（前年度比0.8%増）となりました。

次に各部門別の概況をご報告申し上げます。

[映像営業部門]

映画製作配給業は、劇場用映画の提携製作と他社作品の受託配給等を行い、当事業年度は別表記載の番組を配給いたしました。このうち、「相棒 劇場版Ⅲ - 巨大密室! 特命係 絶海の孤島へ」が大ヒットし、「ふしぎな岬の物語」が好稼働したほか、「劇場版 仮面ライダー鎧武 サッカー大決戦! 黄金の果実争奪杯!」「烈車戦隊トッキュウジャー THE MOVIE ギャラクシーラインSOS」「映画ハピネスチャージプリキュア! 人形の国のバレリーナ」「仮面ライダー×仮面ライダー ドライブ&鎧武 MOVIE大戦フルスクラップ!」「映画プリキュアオールスターズ 春のカーニバル♪」「スーパーヒーロー大戦GP 仮面ライダー3号」等も堅調な成績を収めました。

(別表)

提携製作作品	
1	L♡DK
2	相棒 -劇場版Ⅲ- 巨大密室！特命係 絶海の孤島へ
3	俺たち賞金稼ぎ団
4	キカイダー REBOOT
5	わたしのハワイの歩きかた
6	聖闘士星矢 LEGEND of SANCTUARY
7	劇場版 仮面ライダー鎧武 サッカー大決戦！黄金の果実争奪杯！ 烈車戦隊トッキュウジャー THE MOVIE ギャラクシーラインSOS
8	幕末高校生
9	喰女-クイメ-
10	イン・ザ・ヒーロー
11	ふしぎな岬の物語
12	映画ハピネスチャージプリキュア！ 人形の国のバレリーナ
13	想いのこし
14	仮面ライダー×仮面ライダー ドライブ&鎧武 MOVIE大戦フルスロットル
15	劇場版アイカツ！
16	真夜中の五分前
17	アゲイン 28年目の甲子園
18	烈車戦隊トッキュウジャーVSキョウリュウジャー THE MOVIE
19	映画 深夜食堂
20	花とアリス殺人事件 (配給協力作品)
21	さいはてにて~やさしい香りと待ちながら~
22	幕が上がる (配給協力作品)
23	映画プリキュアオールスターズ 春のカーニバル♪
24	スーパーヒーロー大戦GP 仮面ライダー3号
受託配給作品	
25	サクラサク
26	25 N I J Y U - G O
27	悼む人
28	アイカツ！L I V E ☆イリュージョン スペシャル上映会

映画興行業は、直営劇場において上映作品のうち「相棒 - 劇場版Ⅲ - 巨大密室！ 特命係 絶海の孤島へ」「ふしぎな岬の物語」等が堅調に稼働いたしました。当事業年度末の直営劇場数は、前年度末と同数の4館であります。なお、映画興行業につきましては、当社子会社・株式会社ティ・ジョイによるシネマコンプレックス（共同経営含め19サイト190スクリーン）の運営が、事業の中心となっております。

ビデオ営業は、セル市場・レンタル市場ともに厳しい状況が続いておりますが、当社子会社・東映ビデオ株式会社との連携を密にして、劇場用映画のDVD・ブルーレイディスク作品を主力として販売促進に努め、当事業年度はDVDソフト、ブルーレイディスク合わせて695作品を発売いたしました。その結果、劇場用映画「平成ライダー対昭和ライダー 仮面ライダー大戦 feat.スーパー戦隊」をはじめとした「仮面ライダー」シリーズや、「デジモン THE MOVIES Blu-ray 1999-2006」などのアニメーション作品に加え、旧作映画の販売等が寄与しました。

テレビ事業は、各局間の激しい視聴率競争により番組編成の多様化が進むなか、受注市場は厳しい状況にありましたが、作品内容の充実と受注本数の確保に努め、当事業年度は60分もの「相棒」「科捜研の女」など93本、30分もの「仮面ライダードライブ」「ワンピース」など310本、ワイド・スペシャルもの「土曜ワイド劇場 西村京太郎トラベルミステリー」など33本の計436本を製作して高率のシェアを維持し、また「烈車戦隊トッキュウジャー」「仮面ライダー鎧武/ガイム」「仮面ライダードライブ」などキャラクターの商品化権営業も好調でした。

コンテンツ事業は、劇場用映画・テレビ映画等の地上波・BS・CS放映権及びビデオ化権の販売に加え、スマートフォンやタブレット端末向けに映像ソフトの有料配信を行い、その結果、旧作テレビ時代劇や劇場用映画「相棒」シリーズ2作品の放映権販売、劇場用映画「ドラゴンボールZ 神と神」のビデオ化権販売及びVOD（ビデオ・オン・デマンド）事業者向けのコンテンツ販売が好調でした。また、新たにマルチメディア対応コンテンツの企画開発・製作を開始いたしました。

国際営業は、劇場用映画・テレビ映画・キャラクターショー等の海外販売、「獣電戦隊キョウリュウジャー」などテレビ映画の海外向け商品化権営業とともに、「ナイト ミュージアム」など外国映画のテレビ放映権の輸入販売を行い、順調な成績を収めました。

そのほか、教育映像事業は、教育映像の製作配給・受注製作等を行い、2014年教育映像祭において「imagination（イマジネーション）想う つながる 一歩ふみだす」が最優秀作品賞を受賞しました。撮影所関連営業及びデジタルセンターは、劇場用映画・テレビ映画等の受注製作、部分請負等を行いました。

以上により、当部門の売上高は359億2千4百万円（前年度比12.4%減）となりました。

[催事営業部門]

当事業年度は、文化催事の「MOOMIN! ムーミン展」[特別展 建築家・ガウディ×漫画家・井上雄彦 ーシンクロする創造の源泉]をはじめとして、様々なジャンルの展示型イベント、人気キャラクターショーなど各種イベントの提供を行うとともに、映画関連商品の販売など積極的な営業活動を展開いたしました。その結果、売上高は74億8千6百万円（前年度比2.6%減）となり、順調な成績を収めました。

[不動産事業部門]

不動産賃貸業は、首都圏を除き、商業施設の賃貸業において厳しい市場環境が続いております。当事業年度は、引き続き「東映太秦映画村」「プラッツ大泉」「オズ スタジオ シティ」「渋谷東映プラザ」「新宿三丁目イーストビル」「E～maビル」「広島東映プラザ」等の賃貸施設が稼働いたしました。

以上により、当部門の売上高は51億9千6百万円（前年度比0.7%減）となり、堅調な成績を収めました。

[ホテル営業部門]

ホテル業においては、一部地域に需要の回復傾向はあるものの、消費税増税や物価上昇の影響による節約志向の煽りを受けて、業界環境は依然として厳しい状況にありました。当事業年度は、湯沢東映ホテルにおいて「ハピネスチャージプリキュア! ルーム」や「仮面ライダードライブルーム」をオープンするなど、収益の確保に向けて積極的な営業活動を展開いたしまして、売上高は17億2千9百万円（前年度比3.1%増）となりました。

2. 資金調達の状況

当事業年度に、第24回社債償還資金として、30億円を借り入れました。

3. 設備投資の状況

当事業年度に実施した設備投資の総額は9億7千4百万円で、その主なものは京都太秦地区再開発計画に伴う工事費用であります。

4. 対処すべき課題

今後のわが国経済は、一連の政策効果等により、雇用・所得環境の改善傾向が続き、緩やかに景気が回復していくことが期待されます。一方、海外景気の下振れなどの下押しリスクも存在し、依然として先行きは不透明で、当社の経営環境は厳しい状況が続くものと思われまます。

このような状況に対処して当社は、グループ各社、社内各部門がそれぞれ連携を密にして「総合映像企業グループ」としての組織力強化をはかり、収益構造のさらなる安定・強化を目指します。また、チャレンジ精神をもって、新しい価値・新しいビジネスモデルの創造にも取り組んでまいります。

まず、映像営業部門におきましては、テレビ局、出版社を含む提携企業との良好な関係を維持・強化して、劇場用映画、テレビ映画を中心に質の高い作品の製作を続け、番組編成の充実と受注の確保に努めてまいります。とりわけ特撮ヒーローものやアニメーションなどのキャラクター作品は、グループ全体に対する波及効果も含め、業績に大きく貢献しておりますので、既存のキャラクターに続く次世代の新しいキャラクターの開発にも注力してまいります。

映画興行業につきましては、引き続き株式会社ティ・ジョイによるシネマコンプレックスの運営が中心となりますが、サイト間の競争が激化するなかで、エンターテインメントの発信地として魅力の向上をはかり、サービスの充実と運営の効率化にも努めてまいります。

また、ビデオ営業、コンテンツ事業などの既存コンテンツを中心とする営業につきましては、視聴環境の多様化等により変化を続ける市場に対応するため、特定のパッケージやメディアにとらわれることなく海外市場も含めて多種多様な営業を展開し、新たなビジネスチャンスの獲得と収益の拡大をはかってまいります。

撮影所につきましては、東西両撮影所それぞれの特色を生かした営業を推進するとともに、各々の重点課題を考慮しながら対応してまいります。すなわち、東京大泉地区においては、デジタルセンターを主軸とする一貫した製作体制の確立と、デジタル化・高品質化を含む技術革新への対応に引き続き取り組み、幅広い作品の受注に向けてプロダクションとしての営業基盤の充実に努めてまいります。また、京都太秦地区につきましては、撮影所機能の整備を着実に進める一方、隣接する東映太秦映画村の活性化を継続し、集客力の一層の向上に取り組んでまいります。

催事営業部門につきましては、国際文化催事と人気キャラクターショーを柱として、ファミリーイベントや展示型イベント、商品販売など、様々な切り口での営業展開を続け、さらなる収益の拡大を目指してまいります。

不動産事業部門につきましては、映画村施設等のリニューアルによる資産価値向上に取り組む一方、既存の賃貸物件についても、物件ごとの収支の精査を続け、より一層の効率的運用に努めてまいります。

ホテル営業部門におきましては、サービスの向上と効率化に一層努力するとともに、需要が見込まれる訪日観光客への対応を含め新たな営業施策にも引き続き取り組み、稼働率の上昇と収益の改善を目指してまいります。

このほか、社内規律の徹底と経費の精査・削減にも取り組み、企業体質の改善を実現してまいりたいと考えております。

以上のような取り組みにより、さらなる企業価値の向上を目指してまいる所存でありますので、株主の皆様におかれましては、なにとぞ引き続き格別のご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

5. 財産及び損益の状況の推移

区 分	第89期 (平成24年3月期)	第90期 (平成25年3月期)	第91期 (平成26年3月期)	第92期 (当事業年度) (平成27年3月期)
売 上 高 (百万円)	53,822	56,352	55,607	50,336
経 常 利 益 (百万円)	5,743	7,189	6,779	6,286
当 期 純 利 益 (百万円)	2,844	3,468	3,717	3,748
1株当たり当期純利益 (円)	22.02	26.88	28.82	29.07
総 資 産 (百万円)	131,641	131,039	128,295	127,749
純 資 産 (百万円)	41,444	46,265	51,041	56,220

(注) 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数(自己株式控除後)に基づき算出しております。

6. 重要な子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

会 社 名	資 本 金	議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
東映アニメーション株式会社	2,867 ^{百万円}	41.0 % (6.8)	各種アニメーション 映画の製作・販売
東映ビデオ株式会社	27	100.0 (63.0)	各種ビデオソフトの 製作・販売
株式会社ティ・ジョイ	3,000	50.3 (8.0)	シネマコンプレックス の企画、開発、経営
株式会社東映テレビ・プロダクション	20	100.0	テレビ映画の製作

(注) 議決権比率には、() 内に表示した間接所有の議決権比率が含まれております。

7. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

映像営業部門

映画製作配給業 劇場用映画の製作及び配給
映画興行業 映画劇場の経営
ビデオ営業 ビデオソフト等の販売
テレビ事業 テレビ映画等の製作、キャラクターの商品化権営業
コンテンツ事業 各種映画の著作権営業
国際営業 各種映画の輸出入
教育映像事業 教育映像の製作配給及び受注製作
撮影所関連営業 各種映画の受注製作
デジタルセンター ポストプロダクション（編集から完成までの仕上工程）業務の請負、映像製作における技術・手法等の研究開発

催事営業部門 イベントの提供、映画関連商品の製作販売

不動産事業部門 不動産の賃貸及び販売

ホテル営業部門 ホテルの経営

8. 主要な事業所（平成27年3月31日現在）

本社

〒104-8108 東京都中央区銀座3丁目2番17号

電話 03 (3535) 4641 (代表)

撮影所及びデジタルセンター

東京撮影所（東京都練馬区）

京都撮影所（京都市）

デジタルセンター（東京都練馬区）

支社

関西支社（大阪市）

九州支社（福岡市）

映画劇場

丸の内TOEI①

渋谷TOEI①

丸の内TOEI②（東京都中央区）

渋谷TOEI②（東京都渋谷区）

ホテル

新潟東映ホテル（新潟市）・湯沢東映ホテル（新潟県南魚沼郡）・福岡東映ホテル（福岡市）

主な賃貸施設

東映太秦映画村（京都市）・プラッツ大泉（東京都練馬区）・オズスタジオシティ（東京都練馬区）・渋谷東映プラザ（東京都渋谷区）・新宿三丁目イーストビル（東京都新宿区）・E～maビル（大阪市）・広島東映プラザ（広島市）

9. 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

区 分	従業員数	前年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	248 名	± 0 名	41.5 歳	15.0 年
女 性	70	+ 3	41.4	17.5
計又は平均	318	+ 3	41.5	15.6

（注）嘱託33名及び出向者27名を除いております。

10. 主要な借入先（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	8,105 百万円
東 映 ア ニ メ ー シ ョ ン 株 式 会 社	6,000

Ⅱ 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

1. 株式数

- | | |
|--------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 300,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 147,689,096株 |

2. 株主数

10,663名（前年度末比 1,032名減）

3. 大株主

株主名	持株数	持株比率
株式会社 テレビ朝日ホールディングス	16,700 ^{千株}	13.0%
株式会社 TBS テレビ	12,150	9.4
株式会社 バンダイナムコホールディングス	7,130	5.5
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,968	5.4
東京急行電鉄株式会社	6,000	4.7
株式会社 フジ・メディア・ホールディングス	5,724	4.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	5,274	4.1
日本テレビ放送網株式会社	4,800	3.7
株式会社 三井住友銀行	4,107	3.2
HSBC BANK PLC-MARATHON VERTEX JAPAN FUND LIMITED	1,480	1.1

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
2. 当社は、自己株式18,756,730株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
3. 大和住銀投信投資顧問株式会社から平成27年4月1日付で提出された大量保有報告書により、平成27年3月31日現在で同社が7,875千株（発行済株式の総数の5.3%）の当社株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における実質所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主には含めておりません。

Ⅲ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 グループ会長	岡 田 剛	映像本部統括 株式会社 ティ・ジョイ 代表取締役社長 株式会社 テレビ朝日ホールディングス 社外取締役 株式会社 テレビ朝日 社外取締役
代表取締役 取締役社長	多 田 憲 之	映像本部長
専務取締役	古 玉 國 彦	人事労政担当
専務取締役	鈴 木 武 幸	テレビ事業部門担当
常務取締役	田 中 誠 一	経営戦略部担当兼監査部担当、総務部担当、 グループ財務担当
常務取締役	安 田 健 二	経理部担当
常務取締役	椎 名 康 夫	不動産事業部門担当兼不動産開発部長、不動産営業部長
取 締 役	堀 田 耕 二	事業推進部門担当兼事業推進部長
取 締 役	村 松 秀 信	映画営業部門担当兼映画営業部長、映画興行部長
取 締 役	與 田 尚 志	コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ事業部長
取 締 役	手 塚 治	テレビ企画制作部長兼テレビ第一営業部長
取 締 役	白 倉 伸一郎	テレビ第二営業部長
取 締 役	篠 原 智 士	テレビ商品化権営業部長兼国際営業部長
取 締 役	野 本 弘 文	東京急行電鉄株式会社 代表取締役社長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社東急レクリエーション 社外取締役
取 締 役	早 河 洋	株式会社 テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会 長兼CEO 株式会社 テレビ朝日 代表取締役会長兼CEO
常勤監査役	樋 口 保	
監 査 役	高 井 徹	
監 査 役	神 津 信 一	KMG税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 副会長 東京税理士会 会長

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
監 査 役	黒 田 純 吉	四谷共同法律事務所 弁護士 第二東京弁護士会 仲裁人

- (注) 1. 取締役野本弘文、早河 洋の両氏は、社外取締役であります。
2. 監査役神津信一、黒田純吉の両氏は、社外監査役であります。
3. 当事業年度中に次のとおり取締役の異動がありました。

(1) 就 任 (平成26年6月27日付)

取 締 役 篠原 智士

取 締 役 野本 弘文

(2) 退 任 (平成26年6月27日任期満了による)

取 締 役 越村 敏昭

(3) 地位の異動

代表取締役 岡田 剛 (代表取締役) (平成26年4月1日付)
グループ会長 (取締役社長)

代表取締役 多田 憲之 (常務取締役) (平成26年4月1日付)

取締役社長

常務取締役 椎名 康夫 (取締役) (平成26年6月27日付)

※ () 内は従来の地位であります。

(4) 担当の異動

(平成26年4月1日付)

代表取締役 多田 憲之 総務部長兼監査部担当委嘱を解除

取締役社長 田中 誠一 経営戦略部担当兼監査部担当、総務部担当、グループ財務担当を委嘱
(従来・経営戦略部担当兼グループ財務担当委嘱)

(平成26年6月1日付)

専務取締役 鈴木 武幸 テレビ事業部門担当を委嘱 (従来・テレビ営業部門担当委嘱)

常務取締役 安田 健二 経理部担当を委嘱 (従来・経理部長委嘱)

取 締 役 手塚 治 テレビ企画制作部長兼テレビ第一営業部長を委嘱 (従来・テレビ企画
制作部長兼テレビ第一営業部長、テレビ管理部長委嘱)

取 締 役 與田 尚志 コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ事業部長、映画興行部長を委嘱
(従来・映像版權営業部門担当兼映像版權営業部長、映画興行部長委嘱)

(平成26年6月27日付)

代表取締役 岡田 剛 映像本部統括を委嘱 (従来・映像本部長委嘱)

代表取締役 多田 憲之 映像本部長を委嘱

取締役社長 椎名 康夫 不動産事業部門担当兼不動産開発部長、不動産営業部長を委嘱 (従来・不動産開発部長兼不動産営業部長委嘱)

取 締 役 村松 秀信 映画営業部門担当兼映画営業部長、映画興行部長を委嘱 (従来・映画
営業部門担当兼映画営業部長委嘱)

取 締 役 與田 尚志 コンテンツ事業部門担当兼コンテンツ事業部長を委嘱 (従来・コンテ
ンツ事業部門担当兼コンテンツ事業部長、映画興行部長委嘱)

取 締 役 白倉伸一郎 テレビ第二営業部長を委嘱 (従来・映画企画部門担当兼企画製作部
長、東京撮影所担当委嘱)

取 締 役 篠原 智士 テレビ商品化権営業部長兼国際営業部長を委嘱 (従来・テレビ商品化
権営業部長委嘱)

4. 監査役神津信一氏は、税理士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 取締役野本弘文及び監査役神津信一、黒田純吉の各氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。

2. 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	対象人員	報 酬 額
取 締 役 (うち社外取締役)	16 名 (3)	351 百万円 (11)
監 査 役 (うち社外監査役)	4 (2)	32 (9)
計	20	384

- (注) 1. 上記支給額には、当事業年度に係る退職慰労引当金として積立てた91百万円（取締役88百万円、監査役3百万円）を含んでおります。
2. 上記の取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与109百万円（賞与38百万円を含む）は含まれておりません。
3. 上記の取締役の支給人員には、平成26年6月27日開催の第91期定時株主総会の終結の時をもって退任した社外取締役1名を含んでおります。
4. 上記支給額のほか、平成26年6月27日開催の第91期定時株主総会決議に基づき、退職慰労金（または弔慰金）を退任取締役2名に対して49百万円（うち社外取締役1名1百万円）支給しております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の重要な兼職の状況及び当社との関係（平成27年3月31日現在）

氏 名	重要な兼職の状況
野 本 弘 文 (社外取締役)	東京急行電鉄株式会社 代表取締役社長 東急不動産ホールディングス株式会社 取締役 株式会社東急レクリエーション 社外取締役
早 河 洋 (社外取締役)	株式会社 テレビ朝日ホールディングス 代表取締役会長兼CEO 株式会社 テレビ朝日 代表取締役会長兼CEO
神 津 信 一 (社外監査役)	KMG税理士法人 税理士、代表社員 日本税理士会連合会 副会長 東京税理士会 会長
黒 田 純 吉 (社外監査役)	四谷共同法律事務所 弁護士 第二東京弁護士会 仲裁人

- (注) 1. 社外取締役野本弘文氏は、東京急行電鉄株式会社の代表取締役社長を兼務しており、同社は当社普通株式6,000,000株（発行済株式の総数の4.1%）を、当社は同社普通株式2,000,284株（発行済株式の総数の0.2%）をそれぞれ保有しております。
2. 社外取締役野本弘文氏は、株式会社 東急レクリエーションの社外取締役を兼務しており、同社は当社普通株式380,000株（発行済株式の総数の0.3%）を、当社は同社普通株式560,338株（発行済株式の総数の1.8%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間に映画料の受取等の取引があります。
3. 社外取締役野本弘文氏は、東急不動産ホールディングス株式会社の取締役を兼務しており、当社と同社との間には特別な関係はありません。
4. 社外取締役早河 洋氏は、株式会社 テレビ朝日ホールディングスの代表取締役会長兼CEOを兼務しており、同社は当社普通株式16,700,000株（発行済株式の総数の11.3%）を、当社は同社普通株式16,400,200株（発行済株式の総数の15.1%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の持分法適用の関連会社であります。
5. 社外取締役早河 洋氏は、株式会社 テレビ朝日の代表取締役会長兼CEOを兼務しており、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
6. 社外取締役早河 洋氏は、平成26年6月26日まで朝日放送株式会社の社外取締役を兼務しておりましたが、同日付をもって退任いたしました。なお、同社は当社普通株式750,000株（発行済株式の総数の0.5%）を、当社は同社普通株式202,000株（発行済株式の総数の0.5%）をそれぞれ保有しております。また、同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の製作受託等の取引があります。
7. 社外監査役神津信一氏は、KMG税理士法人の税理士、代表社員及び日本税理士会連合会の副会長並びに東京税理士会の会長を兼務しており、当社とこれら法人等との間には特別な関係はありません。
8. 社外監査役黒田純吉氏は、四谷共同法律事務所の弁護士及び第二東京弁護士会の仲裁人を兼務しており、当社とこれら法人等との間には特別な関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
野 本 弘 文 (社外取締役)	野本弘文氏は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において選任されました。取締役会は9回開催中8回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。
早 河 洋 (社外取締役)	取締役会は13回開催中10回に出席し、企業グループの経営上参考となる事項等について発言を行っております。
神 津 信 一 (社外監査役)	取締役会は13回開催中9回に、監査役会は14回開催中10回に出席し、議案等に関連した発言を行っております。
黒 田 純 吉 (社外監査役)	取締役会（13回開催）、監査役会（14回開催）の全てに出席し、議案等に関連した発言を行っております。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額であります。

IV 会計監査人の状況

1. 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

2. 会計監査人に対する報酬等の額

(1) 当事業年度に係る報酬等の額

63百万円

(2) 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

113百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記(1)の金額にはこれらの合計額を記載しております。

3. 非監査業務の内容

該当事項はありません。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると判断したときは、会計監査人を解任する方針です。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の同意又は請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案いたします。

V 会社の体制及び方針

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において次のとおり基本方針を定めております。

(1) コンプライアンス体制

- ① 「東映コンプライアンス指針」及び「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」の周知及び遵守の徹底をはかる。
- ② 「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「コンプライアンス・リスクマネジメント委員会」を中心に、具体的な課題を洗い出し、課題ごとにコンプライアンスの推進をはかる。
- ③ 「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」に基づき設置した「通報窓口」の適切な運用をはかる。

(2) 財務報告に係る内部統制

より一層の信頼性ある財務報告体制を築くため、財務報告に係る内部統制システムを点検し、再構築に取り組むが、その基本方針は次のとおりとする。

- ① 適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを周知徹底し、適切に整備し、運用する。
- ② 財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクの評価と対応、及びリスクを低減するための体制を適切に整備し、運用する。
- ③ 真実かつ公正な財務報告に関する情報が識別、把握及び処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備し、運用する。
- ④ 財務報告に係る内部統制に関するモニタリングの体制を適切に整備し、運用する。
- ⑤ 財務報告に係る内部統制に関するITに対し、適切な対応をする。

(3) 情報の保存・管理体制

稟議書、取締役会議事録その他の職務の執行に係る情報について、各々の管理基準に基づき、適切な保存・管理を行う。

(4) リスク管理体制

- ① 「コンプライアンス・リスクマネジメント規程」及び「内部統制委員会規程」に基づき、適切なリスク管理体制を構築する。
- ② 監査部は、「内部監査規程」に基づき、定期的に内部監査を実施し、各部署に対してリスク管理体制の改善に関する助言・勧告を行う。

(5) 効率的職務執行体制

- ① 「組織規程」及び「決裁権限規程」により、各部署の業務分掌及び各部長等の職務権限を明確にし、効率的な職務執行に資する体制の整備をはかる。
- ② 急な検討を要する重要事項等が生じた場合は、取締役社長及び担当取締役等で構成する常務会又は常勤取締役等で構成する常勤取締役会を開催し、適宜必要事項を協議して対処する。

(6) グループ会社管理体制

- ① 「内部統制委員会規程」及び「関係会社管理取扱規程」に基づき、経営戦略部グループ戦略室を中心に、各グループ会社と連携して、グループ全体の業務の適正の確保をはかる。
- ② 「東映コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」を周知し、グループ各社の「コンプライアンス指針（コンプライアンス・リスクマネジメント規程）」の制定及び遵守の徹底をはかる。
- ③ 各グループ会社の取締役会の構成員として当社役員を複数名選任し、各グループ会社の業務の適正に関する監督を行う。
- ④ 東映グループ社長会議を定期的に開催し、各グループ会社との連絡を密にするとともに意思疎通をはかり、グループ全体の業務の適正の確保に資する。

(7) 監査役関連

① 監査役補助者

監査役の要請に応じ、必要な員数等について監査役と協議のうえ、監査役の職務を補助すべき使用人を設置する。

② 監査役補助者の独立性

監査役を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するために、当該使用人の異動等の人事及び懲戒その他の不利益な取り扱いに関しては、監査役と事前に協議して同意を得る。

③ 監査役への報告体制

- ア 取締役は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき、又は著しい損害が現に発生したときは、直ちに監査役会に報告する。
- イ 取締役及び使用人は、監査役会の要請があった場合は、監査役会に出席し、要請に応じて報告又は資料の提出を行う。
- ウ 監査部は、内部監査の結果について監査対象である部署又はグループ会社に通知した内容を常勤監査役に報告する。

④ その他の体制

監査役から、監査を適切に行う環境に問題があると指摘された場合には、担当取締役又は取締役会は、監査役と協議のうえ、必要な是正措置を講ずる。

2. 会社の支配に関する基本方針

(1) 当社における企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

当社は昭和26年の創立以来、半世紀を越えて、幅広いファンの皆様に支えられ、映画・テレビ・ビデオ・アニメーションその他多様な映像の製作と、それらの映像の多角的な営業により、質高く健全なエンターテインメントを提供することで、国民生活の向上に資するよう、努めてまいりました。当社及び当社グループの企業価値の源泉は、まさしく良質のコンテンツを製作し、提供し続けることにあります。

また、直接コンテンツ事業に関わらない催事営業部門、不動産事業部門というセクションについても、前者は自社開発したキャラクターの営業を中心に、後者は直営劇場を再開したテナントビルその他保有する不動産の管理運営を業務の中心としており、特に後者の存在なくしてはコンテンツ製作の中心である東西撮影所の維持はもとより、コンテンツ提供の拠点である直営劇場・シネコン事業も成り立ちません。当社グループは正しく「総合映像企業グループ」として機能しており、安易な再編成を許さないものがあります。

さらに、デジタルシネマの普及、地上デジタル放送移行後のBS・CS放送の台頭や映像配信ビジネス等、劇的な変化を続けるウィンドウ戦略に対応すべく、グループのデジタル映像製作の開発拠点として主導的な役割を果たすことを目的に、平成22年、東映ラボ・テック(株)と共同で運営する「東映デジタルセンター」を東京撮影所地区に設立いたしました。また、同じく平成22年に全スクリーンのデジタル化が完了した(株)ティ・ジョイと合わせて、「入り口から出口まで」の一貫したデジタル対応が可能になり、21世紀の「総合映像企業グループ」としてのインフラが完成いたしました。しかし、今後もしばらくは当社及び当社グループの将来を方向づける極めて重要な期間が続くものと認識しており、継続した投資とグループパワーの結集が重要だと考えております。

(2) 大規模買付行為（注1）に対する考え方

当社は、上記のとおり企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に真摯に取り組んで

おります。しかしながら、我が国の資本市場においても、対象となる会社の経営陣との十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、株主への十分な情報の開示もなされない段階で、突如として大規模買付行為を強行するといった動きが顕在化しております。また、大規模買付行為の中には、その目的等から判断して企業価値及び株主共同の利益を著しく毀損するおそれのあるものや、その態様等から大規模買付行為に応じることを株主の皆様が強要するおそれのあるものが含まれる可能性もあります。

もとより、大規模買付者（注2）による大規模買付行為に際し、当社株券等を売却するか否かは、最終的には当社株券等を保有する当社株主の皆様の判断に委ねられるべきものであると当社取締役会は考えております。従って、当社取締役会は、大規模買付行為を一概に否定するものではありません。しかしながら、当社及び当社グループが培ってきたビジネスモデルは、日本の映像文化の中心的役割を果たしてきた劇場映画、テレビ映画、アニメ作品を展開することを核とするものであり、これを十分に理解することなく当社及び当社グループの企業価値を向上させることは困難であると思料されます。

そこで、当社取締役会は、株主の皆様が大規模買付者による大規模買付行為を評価する際、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担い当社の事業特性を十分に理解している当社取締役会の大規模買付行為に対する意見等も含めた十分な情報が、適時・適切に株主の皆様へ提供されることが極めて重要になるものと考えております。

（注1）「大規模買付行為」とは、株券等の保有割合を20%以上とすることを目的とした当社株券等の買付行為、又は結果として株券等の保有割合が20%以上となるような当社株券等の買付行為等（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。）をいうものとします。なお、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除くこととします。

（注2）「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者及び行おうとする者をいいます。

(3) 買収防衛策導入の目的と基本的な枠組み

以上を踏まえ、当社取締役会は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるか否かを株主の皆様が判断するに当たり必要かつ十分な情報・時間及び当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保するために、一定の合理的な仕組みが必要不可欠であると判断しております。当社取締役会は、大規模買付行為が、このような大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）に従って行われることが、当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に資すると考えております。

当社は、平成19年に「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」を導入し、平成22年に一部改定した上で継続することを決議いたしました（以下、改定後の対応策を「旧対応策」といいます。）。そして、平成25年に旧対応策を一部修正した上で継続することを決議いたしました（以下、修正後の対応策を「本対応策」といいます。）。いずれもその年の定時株主総会において、株主の皆様からご承認をいただいております。

本対応策において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても当該大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会により最終的に判断される場合には、当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置として新株予約権の無償割当ての実施を決議することができるものとします。その場合には、大規模買付者及びそのグループによる権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該大規模買付者等以外の者から当社株式と引き換えに新株予約権を取得する旨の取得条項が付された新株予約権を、その時点の全ての株主に対して新株予約権無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されます。）により割当てます。

(4) 本対応策の合理性について

本対応策は、以下のとおり、高度な合理性を有しております。

① 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること等

本対応策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しています。

また、本対応策は、企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の趣旨も踏まえた内容となっております。

② 当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本対応策は、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会を確保すること等を可能にするものであり、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

③ 株主の合理的意思に依拠したものであること

本対応策の有効期間は、平成25年6月27日開催の第90期定時株主総会の終結後から平成28年6月開催予定の平成28年3月期に関する当社の定時株主総会の終結の時までとなっており、有効期間の満了前であっても、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議によって本対応策を廃止できることとされています。そのため、本対応策の消長及び内容は、当社株主の合理的意思に依拠したものとなっております。

④ 独立性の高い社外者の判断の重視

当社は、本対応策において、対抗措置発動等の運用に際して、当社取締役会の恣意的判断を排除し、株主の皆様のために実質的な判断を客観的に行う諮問機関として、特別委員会を設置しました。また、特別委員会の委員は3名以上5名以内とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立し、当社及び当社の経営陣との間に特別の利害関係を有していない社外取締役、社外監査役及び社外有識者（弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者、又はこれらに準ずる者）の中から選任されるものとし、

⑤ 合理的な客観的発動要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

⑥ デッドハンド型買収防衛策ではないこと

本対応策は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、大規模買付者は、自己が指名し、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会決議により、本対応策を廃止する可能性があります。

従って、本対応策は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	13,287,106	流動負債	22,479,558
現金及び預金	2,786,153	支払手形	551,374
受取手形	50,051	買掛金	6,192,977
売掛金	5,204,793	短期借入金	3,960,000
商品及び製品	106,310	1年内返済予定の長期借入金	4,120,085
仕掛品	1,735,399	未払金	4,542,487
原材料及び貯蔵品	554,879	未払法人税等	855,922
繰延税金資産	672,542	前受金	1,158,645
その他	2,183,584	賞与引当金	385,383
貸倒引当金	△ 6,609	その他	712,682
固定資産	114,462,385	固定負債	49,049,370
有形固定資産	74,801,242	社債	6,000,000
建物	28,700,353	長期借入金	20,384,814
構築物	666,770	繰延税金負債	1,021,646
機械装置	547,817	再評価に係る繰延税金負債	8,694,439
土地	44,206,196	退職給付引当金	2,351,398
建設仮勘定	21,630	役員退職慰労引当金	605,930
その他	658,473	長期預り保証金	9,023,596
無形固定資産	396,405	その他	967,545
投資その他の資産	39,264,737	負債合計	71,528,929
投資有価証券	21,078,227	(純資産の部)	
関係会社株式	16,200,665	株主資本	41,689,110
長期滞留債権	827,034	資本金	11,707,092
前払年金費用	397,650	資本剰余金	13,871,980
その他	1,833,752	資本準備金	5,297,022
貸倒引当金	△ 1,072,593	その他資本剰余金	8,574,957
		利益剰余金	23,077,253
		利益準備金	2,926,773
		その他利益剰余金	20,150,480
		固定資産圧縮積立金	977,524
		繰越利益剰余金	19,172,955
		自己株式	△ 6,967,216
		評価・換算差額等	14,531,452
		その他有価証券評価差額金	5,300,181
		土地再評価差額金	9,231,270
		純資産合計	56,220,562
資産合計	127,749,491	負債・純資産合計	127,749,491

損 益 計 算 書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	千円
売 上 高	50,336,591
売 上 原 価	33,953,214
売 上 総 利 益	16,383,376
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	10,986,621
営 業 利 益	5,396,755
営 業 外 収 益	1,389,236
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,222,040
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	150,000
そ の 他	17,195
営 業 外 費 用	499,471
支 払 利 息	405,112
支 払 手 数 料	53,136
そ の 他	41,222
経 常 利 益	6,286,520
特 別 利 益	74,245
固 定 資 産 売 却 益	74,245
特 別 損 失	377,615
減 損 損 失	363,067
そ の 他	14,547
税 引 前 当 期 純 利 益	5,983,150
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,709,981
法 人 税 等 調 整 額	524,632
当 期 純 利 益	3,748,537

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(資産の部)	千円	(負債の部)	千円
流動資産	59,742,363	流動負債	35,264,677
現金及び預金	32,024,938	支払手形及び買掛金	18,260,904
受取手形及び売掛金	15,603,881	短期借入金	200,000
商品及び製品	671,955	1年内返済予定の長期借入金	4,120,086
仕掛品	6,036,923	未払法人税等	2,091,202
原材料及び貯蔵品	622,260	賞与引当金	958,558
繰延税金資産	1,123,838	その他	9,633,927
その他	3,805,196	固定負債	44,992,318
貸倒引当金	△ 146,628	社債	6,000,000
固定資産	174,662,987	長期借入金	14,394,814
有形固定資産	83,613,323	再評価に係る繰延税金負債	8,694,439
建物及び構築物	36,166,235	役員退職慰労引当金	1,062,282
機械装置及び運搬具	1,065,171	退職給付に係る負債	5,057,693
工具、器具及び備品	987,428	長期預り保証金	6,655,966
土地	44,501,633	その他	3,127,124
リース資産	844,329	負債合計	80,256,995
建設仮勘定	48,527	(純資産の部)	
無形固定資産	991,696	株主資本	107,226,496
投資その他の資産	90,057,968	資本金	11,707,092
投資有価証券	78,040,936	資本剰余金	21,742,654
長期貸付金	1,022,298	利益剰余金	81,228,253
退職給付に係る資産	960,461	自己株式	△ 7,451,503
繰延税金資産	2,017,214	その他の包括利益累計額	19,259,377
差入保証金	3,251,008	その他有価証券評価差額金	9,042,893
その他	5,049,390	繰延ヘッジ損益	594,506
貸倒引当金	△ 283,339	土地再評価差額金	9,231,271
		為替換算調整勘定	204,836
		退職給付に係る調整累計額	185,871
		少数株主持分	27,662,482
		純資産合計	154,148,355
資産合計	234,405,350	負債・純資産合計	234,405,350

連結損益計算書 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

		千円
	高価	112,263,084
売	上原	74,935,858
売	上総	37,327,226
販	費及び一般管理費	26,275,455
営	業利	11,051,771
営	業外収	2,683,883
	受取利息	64,084
	受取配当金	522,320
	持分法による投資利益	1,829,137
	その他の	268,342
営	業外費	579,060
	支払利息	319,079
	為替差損	90,043
	事務所移転費用	61,979
	その他の	107,959
	経常利	13,156,594
特	別利	956,638
	持分変動利益	879,727
	固定資産売却益	76,911
特	別損	474,434
	減損損失	363,067
	固定資産除却損	88,854
	固定資産売却損	22,512
税	金等調整前当期純利益	13,638,798
法	人税、住民税及び事業税	4,088,051
法	人税等調整額	909,181
少	数株主損益調整前当期純利益	8,641,566
少	数株主利益	1,946,455
当	期純利益	6,695,111

〔備考〕記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

「計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

東映株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百井俊次	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	吉村基	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保英治	Ⓔ

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東映株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

「連結計算書類に係る会計監査人 監査報告書」 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月22日

東映株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百井俊次 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 吉村基 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 久保英治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、東映株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、東映株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第92期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

東映株式会社 監査役会

常勤監査役	樋	□	保	Ⓢ
監査役	高	井	徹	Ⓢ
社外監査役	神	津	信一	Ⓢ
社外監査役	黒	田	純吉	Ⓢ

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な政策の一つと考えておりました、経営基盤の強化と財務体質の改善をはかるとともに、経営成績等も勘案しつつ、継続的で安定した配当を実施することを目指しております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績、企業体質の強化及び今後の事業展開等を勘案し、株主の皆様の日頃のご支援にお応えするため、昨年に引き続き、1株につき3円の普通配当に特別配当1円を加え、合計4円とさせていただきたく存じます。

なお、中間配当金として1株につき3円をお支払いいたしておりますので、年間の配当金は1株につき7円となります。

1. 期末配当金に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金4円 総額515,729,464円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

該当事項はありません。

第2号議案 監査役4名選任の件

現任監査役4名は本総会終結のときをもって全員任期満了となりますので、監査役4名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	樋口保 (昭和16年1月16日生)	昭和40年4月 当社に入社 平成8年10月 当社秘書部長 平成12年6月 当社取締役就任 平成12年6月 当社総務部長 平成18年6月 当社常務取締役就任 平成18年6月 当社総務部担当 平成20年1月 当社秘書部担当 平成23年6月 当社常勤監査役に就任(現任)	12,000株
2	神津信一 (昭和24年7月6日生)	昭和55年4月 税理士登録 昭和55年7月 神津信一税理士事務所開設、所長に就任 平成17年6月 東京税理士会副会長 平成17年7月 日本税理士会連合会常務理事 平成18年6月 当社監査役に就任(現任) 平成22年1月 KMG税理士法人開設、代表社員に就任(現任) 平成23年6月 東京税理士会会長(現任) 平成23年7月 日本税理士会連合会副会長(現任)	3,000株
3	黒田純吉 (昭和24年11月7日生)	昭和50年10月 司法試験合格 昭和53年3月 司法修習終了 弁護士登録(第二東京弁護士会所属) 昭和53年4月 猪俣浩三法律事務所入所 昭和58年5月 四谷共同法律事務所設立 平成7年4月 第二東京弁護士会副会長 平成8年4月 日本弁護士連合会常務理事 平成8年7月 (株)住宅金融債権管理機構常務取締役に就任 平成11年4月 (株)整理回収機構常務取締役に就任 平成12年4月 第二東京弁護士会仲裁人(現任) 平成16年4月 大宮法科大学院大学教授 平成20年6月 当社監査役に就任(現任)	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
4	※ おおにしこうき 大西幸記 (昭和27年10月30日生)	昭和52年12月 日本ヘラルド映画(株)に入社 平成16年3月 同社専務執行役員営業本部長に就任 平成17年8月 当社に入社(映画営業部勤務兼劇場管理部勤務(部長待遇)) 平成18年6月 当社映画営業部長 平成18年6月 当社劇場管理部長 平成20年6月 当社執行役員に就任(現任) 平成20年6月 当社関西支社長(現任)	4,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 神津信一、黒田純吉の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 神津信一、黒田純吉の両氏は、東京証券取引所の規則に定める独立役員としてそれぞれ同取引所に届け出ております。
4. 社外監査役候補者の選任理由について
- (1) 神津信一氏は、税理士としての豊富な経験を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を兼ね備えておられます。税務の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外監査役として、その職務を適切に遂行していただくと判断しております。同氏の社外監査役としての在任期間は、本総会終結のときをもって9年となります。
- (2) 黒田純吉氏は、弁護士としての豊富な経験を有し、企業法務をはじめ法務全般に関する専門的な知見を兼ね備えておられます。法律の専門家である同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感をもたらされることを期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏の社外監査役としての在任期間は本総会終結のときをもって7年となります。
5. 当社は、神津信一、黒田純吉の両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合、当社は両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
6. ※印は、新任候補者であります。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案における選任の効力は、当該選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとさせていただきますと存じます。

また、本議案につきましては監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
かみむらけんじ 神村謙二 (昭和18年10月6日生)	昭和46年2月 (株)日本教育テレビ(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)に入社 平成11年6月 全国朝日放送(株)(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)取締役編成制作本部編成局長に就任 平成13年6月 同社常務取締役社長室長に就任 平成16年6月 (株)テレビ朝日(現・(株)テレビ朝日ホールディングス)取締役に就任 平成16年6月 (株)ビーエス朝日代表取締役社長に就任 平成22年6月 同社取締役相談役に就任 平成24年6月 同社相談役に就任 平成26年6月 同社相談役を退任	0株

- (注) 1. 神村謙二氏は、平成26年6月20日まで株式会社ビーエス朝日の相談役に就任していましたが、同日付をもって退任いたしました。同社は当社の事業の一部と同一部類の事業を行っており、当社は同社との間にテレビ番組の販売等の取引があります。
2. 神村謙二氏は、社外監査役候補者であります。
3. 神村謙二氏は、テレビ朝日グループの会社の経営を長く経験され、当社の主要な事業の1つでありますテレビ事業に関係した豊富な経験、知識をお持ちであります。同氏から様々な助言をいただくこと、また、経営に一層の緊張感がもたらされることを期待し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。
4. 神村謙二氏の選任が承認され、監査役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、法令が規定する額を限度額として、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

本総会終結のときをもって任期満了により監査役を退任される高井 徹氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
たか い 高 井 徹	平成24年6月 当社監査役に就任、現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図



J R 線

有楽町駅下車（中央口又は銀座口）徒歩約5分

東京メトロ

丸の内線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約2分

日比谷線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約3分

銀座線 銀座駅下車（C6出口又はC8出口）徒歩約5分

有楽町線 有楽町駅下車（D7出口又はD8出口）徒歩約5分

有楽町線 銀座一丁目駅下車（4番出口）徒歩約4分

※駐車場のご用意はございませんので、公共の交通手段をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。